

# 北本市地域福祉計画

## 概要版



1. 計画策定の目的
2. 北本市の地域福祉を取り巻く状況
3. 地域福祉推進のための課題
4. 地域福祉計画の理念・視点・施策の柱
5. 主な取り組み
6. 計画推進に向けて

平成25年3月

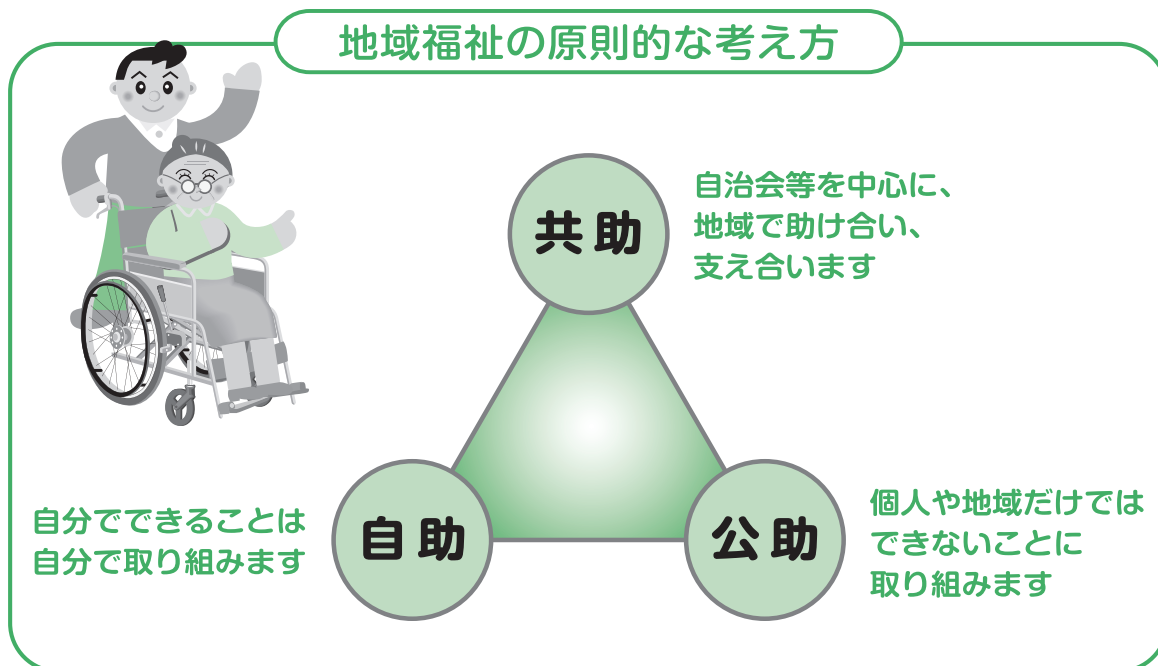
# 1. 計画策定の目的

## 北本市地域福祉計画とは

福祉を考えると“**ふだんの 暮らしの しあわせ**”を考えることとも言われます。

北本市においては、市の総合振興計画において、『市民と行政の協働』を基本理念に掲げています。この協働のまちづくりを推進するには、「自助・共助・公助」の考え方の基に取り組む必要があり、それはまさに地域福祉計画推進のための基本的な考え方でもあります。

### 地域福祉の原則的な考え方



また、介護保険法の改正や障害者自立支援法の制定、さらに障害者総合支援法への改正など福祉を取り巻く関連制度の大きな変革といった状況を踏まえ、今後の地域福祉のあり方を明確に示し、市民と行政等が一体となってめざすべき地域福祉の将来像を共有していくことが必要です。

そこで、「北本市地域福祉計画」策定の目的は、市民と行政等の協働によりめざすべき地域福祉の明確な方向性を示すためのものです。

## 計画の期間

本計画の期間は、平成 25 年 4 月から平成 30 年 3 月までの 5 力年計画とします。

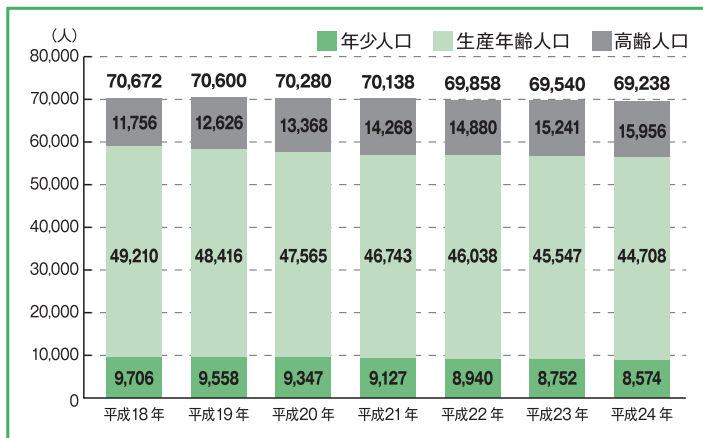


## 2. 北本市の地域福祉を取り巻く状況

市の総人口はゆるやかですが減少傾向が続いています。

一方、高齢者数は増え続けており、高齢化率も平成 24 年で 23.0%となっています。また、高齢者の増加に伴い要介護認定者も増え、平成 24 年で 2,104 人となっています。

● 総人口・年齢区分別人口



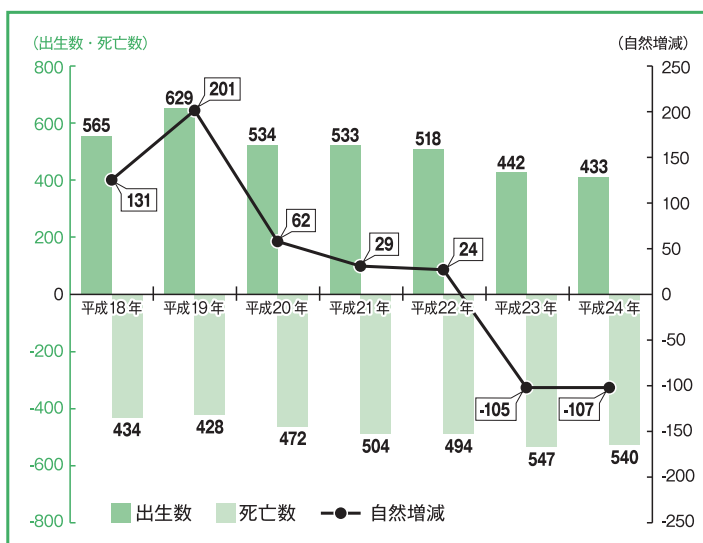
● 要介護度別認定者の状況  
(平成 20 年との比較)

|      | 平成 20 年   |            | 平成 24 年   |            |
|------|-----------|------------|-----------|------------|
|      | 人数<br>(人) | 構成比<br>(%) | 人数<br>(人) | 構成比<br>(%) |
| 要支援1 | 100       | 6.2        | 156       | 7.4        |
| 要支援2 | 279       | 17.2       | 279       | 13.3       |
| 要介護1 | 219       | 13.5       | 397       | 18.9       |
| 要介護2 | 400       | 24.6       | 493       | 23.4       |
| 要介護3 | 288       | 17.7       | 316       | 15.0       |
| 要介護4 | 180       | 11.1       | 257       | 12.2       |
| 要介護5 | 159       | 9.8        | 206       | 9.8        |
| 合 計  | 1,625     | 100.0      | 2,104     | 100.0      |

少子化の影響を受け、出生数も徐々に減少傾向にあり、平成 24 年の出生数は 433 人となっています。

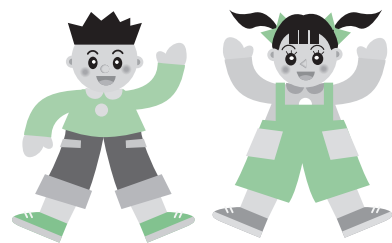
合計特殊出生率でみると、全国平均（1.39）、埼玉県平均（1.28）を下回り、北本市は 1.07 となっています。

● 出生数・死亡数



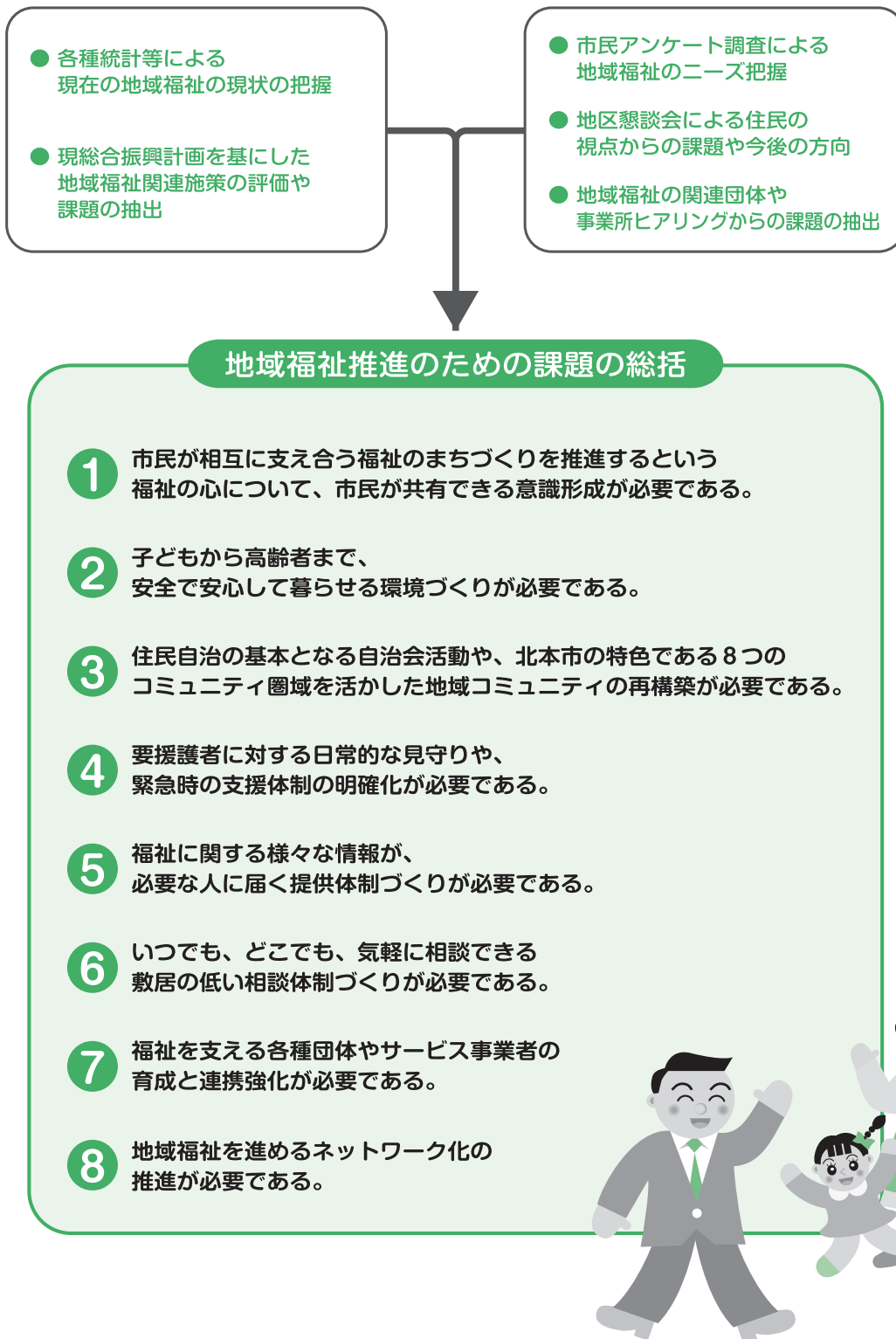
● 合計特殊出生率の推移

|         | 全 国  | 埼玉県  | 北本市  |
|---------|------|------|------|
| 平成 18 年 | 1.32 | 1.24 | 1.26 |
| 平成 19 年 | 1.34 | 1.26 | 1.08 |
| 平成 20 年 | 1.37 | 1.28 | 1.12 |
| 平成 21 年 | 1.37 | 1.28 | 1.15 |
| 平成 22 年 | 1.39 | 1.29 | 1.07 |
| 平成 23 年 | 1.39 | 1.28 | 1.07 |



### 3. 地域福祉推進のための課題

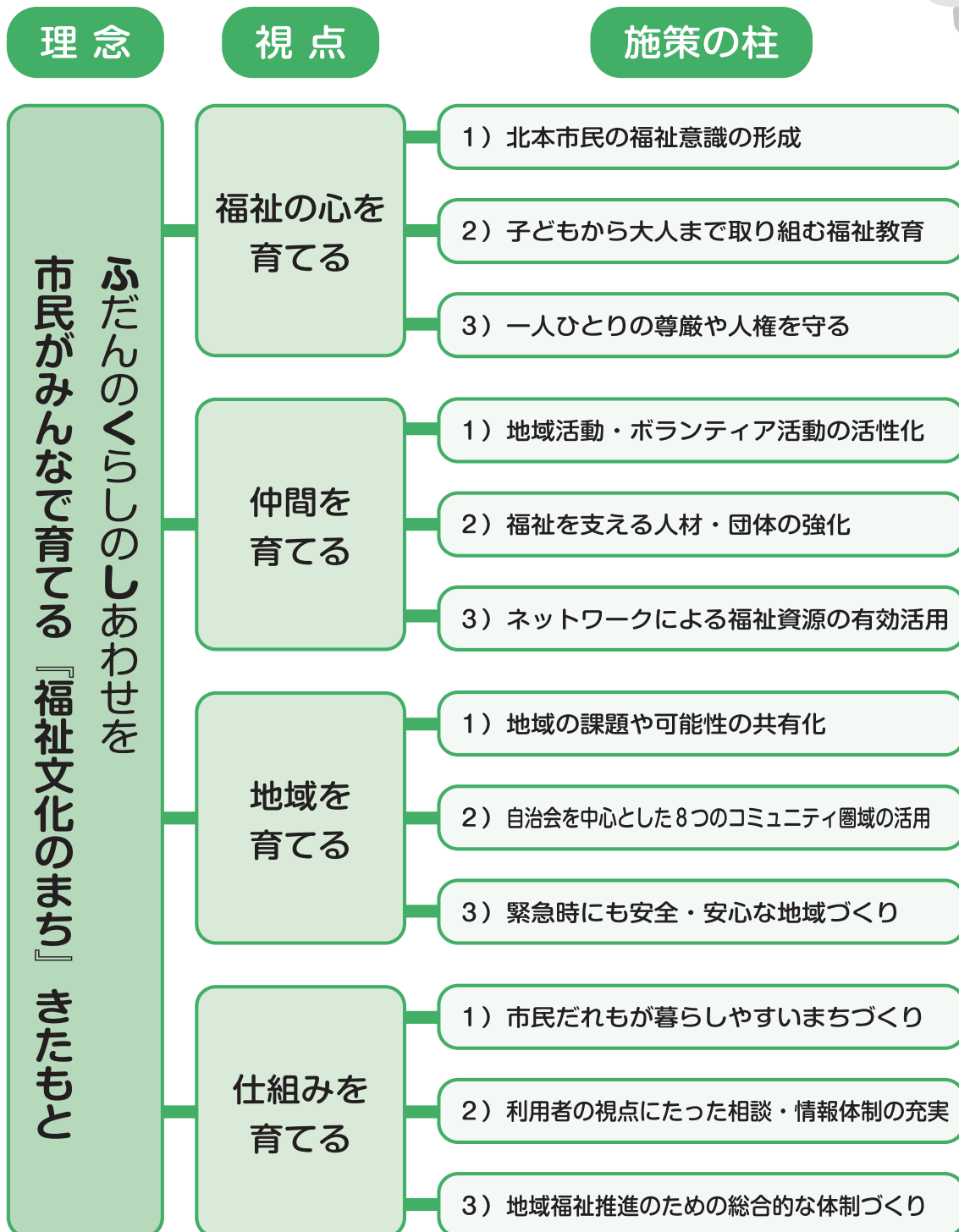
本計画策定にあたって、以下のような検討を進めました。その結果、地域福祉推進の課題として、次の8つが抽出されました。





## 4. 地域福祉計画の理念・視点・施策の柱

計画の全体の考え方は次のようになります。



## 5. 主な取り組み

### 福祉の心を育てる

福祉に関する住民一人ひとりの理解が基本となります。そのためには小さい子どもの時からの福祉教育への取り組みや、生涯学習の一環として各ライフステージにおいて福祉についてみんなが学び・実践していくことが重要です。

また、個人の尊厳と権利を守ることにについて、その考え方や仕組みづくりについても整えていく必要があります。

|          |                   |                                                    |
|----------|-------------------|----------------------------------------------------|
| 福祉の心を育てる | 北本市民の福祉意識の形成      | ①福祉に対する理解の促進と福祉理念の共有<br>②日常的なふれあいの中での福祉意識の形成       |
|          | 子どもから大人まで取り組む福祉教育 | ①家庭における福祉教育の推進<br>②学校教育での福祉教育の推進<br>③生涯学習での福祉教育の推進 |
|          | 一人ひとりの尊厳や人権を守る    | ①日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進<br>②虐待防止の見守りネットワークづくり      |

### 仲間を育てる

北本市民が相互に交流し助け合い・支え合う中で、お互いが仲間であるという意識形成を図っていくことが重要となります。

また、その推進には人材が鍵となり、ボランティアや各種NPO、さらに医療機関や企業といった支える人材や団体を育て、連携を強化していく必要があります。

|        |                    |                                                              |
|--------|--------------------|--------------------------------------------------------------|
| 仲間を育てる | 地域活動・ボランティア活動の活性化  | ①ボランティア団体の育成<br>②気軽に地域活動に参加できるシステムづくり<br>③「新しい公共」*の考え方の導入・普及 |
|        | 福祉を支える人材・団体の強化     | ①地域の人材の発掘・活用<br>②当事者団体・支援団体の育成強化<br>③人材育成のための研修会の充実          |
|        | ネットワークによる福祉資源の有効活用 | ①各種の福祉関連資源の相互連携による有効活用<br>②医療機関、企業等との連携体制づくり                 |

\*「新しい公共」とは

これまでの公共サービスは、行政が管理的に提供する立場、市民は供給される立場であったものが、市民も公共サービスの提供者になることであり、また、それに対して行政は市民に場を提供し、信頼し、権限を移譲していく関係をいいます。



## 地域を育てる

東日本大震災は、日常的な地域の絆の大事さを教訓として教えてくれました。日頃からのお付き合いや助け合いの仕組みをしっかりと構築していくことが、地域における重要なテーマとなります。

向こう三軒両隣の近隣の繋がり、あるいは自治会等を中心にした日常生活圏での繋がりといった地域ネットワークの形成を図っていく必要があります。

|        |                         |                                                     |
|--------|-------------------------|-----------------------------------------------------|
| 地域を育てる | 地域の課題や可能性の共有化           | ①定期的な福祉のまちづくりワークショップの開催                             |
|        | 自治会を中心とした8つのコミュニティ圏域の活用 | ①自治会活動の充実<br>②見えない要支援者の発見<br>③支部社協を中心とした圏域コミュニティの充実 |
|        | 緊急時にも安全・安心な地域づくり        | ①日常的な安全・安心の確保<br>②緊急時対応の体制の構築                       |

## 仕組みを育てる

個人・仲間・地域といった広がりの中で、北本市全体としての地域福祉の推進の仕組みづくりが必要です。まち全体をハード・ソフトのバリアフリー（障壁がない）の観点から再点検・整備していくとともに、市民だれもがわかりやすく利用しやすい相談・情報提供体制や、市全体としての支え合いネットワークの仕組みを形成していく必要があります。

|         |                      |                                                                     |
|---------|----------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 仕組みを育てる | 市民だれもが暮らしやすいまちづくり    | ①ユニバーサルデザイン※の考え方の普及<br>②だれでも自由に移動できる交通システムの充実                       |
|         | 利用者の視点にたった相談・情報体制の充実 | ①だれでも相談しやすい体制の充実<br>②わかりやすい情報提供体制の充実                                |
|         | 地域福祉推進のための総合的な体制づくり  | ①保健・医療・福祉の連携<br>②福祉の関係機関の連携<br>③社会福祉協議会を中心とした福祉活動の展開<br>④庁内の組織連携の強化 |

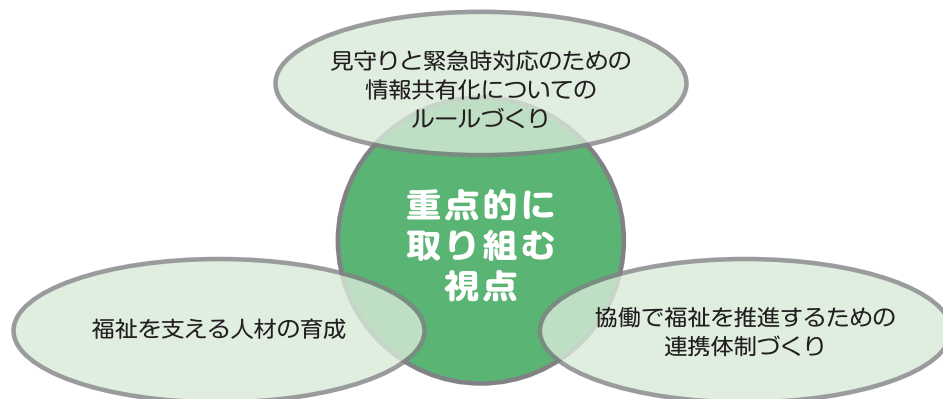
※「ユニバーサルデザイン」とは

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のことで、まちづくりの観点では、歩きやすい道、移動しやすい交通手段、あるいはだれでもわかりやすい情報伝達方法等、ハード・ソフトの両面からのやさしいまちづくりという意味のことを指します。

## 6. 計画推進に向けて

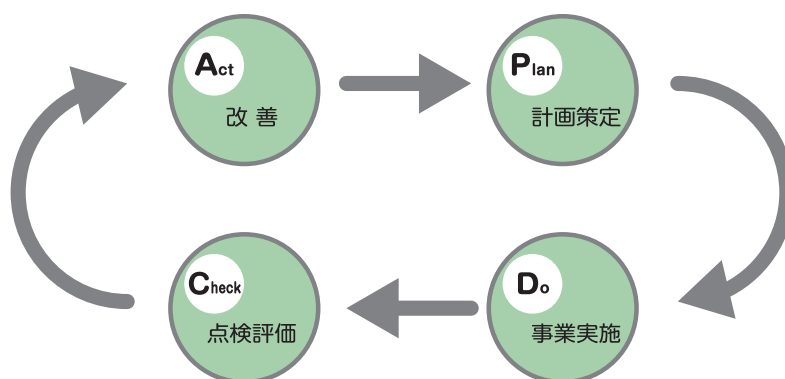
### ① 重点的に取り組む視点

今後の地域福祉を推進していくための、重点的・優先的に進めていく視点は次のものです。



### ② 計画の進行・管理をしていくために

計画の推進と必要に応じた見直しを図っていくために、「P・D・C・A」※の考え方の基に進行・管理をおこなっていきます。



※「P・D・C・A」とは  
Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）を繰り返し行って事業を推進していく考え方。

北本市地域福祉計画 概要版  
平成 25 年 3 月

発行：北本市

住所：〒364-8633 埼玉県北本市本町1丁目111番地

電話：048-591-1111（代表）